

観音の銅の像鷹の形に反化して奇しき表を示す縁
第十七

大倭国平群郡 觸村の岡本尼寺に、観音の銅の像十二体有す 昔少聖田宮に
宇 御めたまひし天皇の世に上宮皇太子の住みたまふ所の宮なり。太子誓願を發して宮を以ちて尼
寺と成したまふなり。聖武天皇の世に、彼の銅の像六体盗人に取らる。尋ね求む
れども得ること無し。数の日月を経て、平群郡の馱の西の方に少き池有り、
夏六月に、彼の池辺に牧牛の童男等有りて池の中を見れば、聊なる木の頭有
り。頭の上に鷹居る。牧牛彼の居る鷹を見、礫と塊とを拾集め、之れを以ち
て擲打てども、避らずしてなほ居る。擲拍ちて疲れ懈り、池に下りて鷹を取る。
捕らむとしてすなはち水に入り、居る所の木を見れば、金の指有り。取りて
牽き上げ見れば、観音の銅の像なり。観音の像に頼りて、名けて菩薩池といふ。
牧牛の童男諸人に告知らす。諸人転へ聞きて寺の尼に告知らす。尼等聞き来り、
見れば実に其の像なり。塗れる金縷け落つ。尼衆彼の像を衛繞みて悲ひ哭きて
云さく「我れ尊き像を失ひ、日夜恋ひ奉る。今邂逅に逢ひたてまつる。我が

諸の大師、何の罪過有せばカスの賊の難を蒙りたまふ」とまうす。然うして
聳を敲り像を安きて、寺に請へ奉る。道俗集りて言はく「錢を鑄らむとして盜
み取れれども、用るに便無く、思ひ煩ひて棄てたるなり」といふ。定めて知る、
彼の鷹と見ゆる者は現実の鷹にあらずして観音の變化なり、と。更に疑ふこと
なかれ。涅槃經に説きたまふが如し「仏の滅後といへども、法身常に存る」と
ときたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

法花經を読む僧を皆りて現に口喞斜み悪しき死の報を
得る縁 第十八

去天平年中に、山背国相楽郡の部内に、一の白衣有り。姓名詳ならず。
同じき郡の高麗寺の僧栄常、常に法花經を誦持つ。彼の白衣僧と其の寺に居て、
暫間暮を作つ。僧暮を作つ条に言はく「栄常師の基手かな」といふ。遍ごとに
言ふ。白衣僧を皆りて、故に己が口を戻らしめ、効ひ言ひて曰はく「栄常師の
基手かな」といふ。是くの如く重々止めずなほ効ぶ。爰に奄然に白衣口喞斜
む。恐りて手を以ちて頤を押へ、寺を出でて去る。去る程遠からずして身挙り

一すると同時に、の意。
三「澗」は泉の俗字(名義抄)。「泉」は冥界の
意。国史圖書館本訓釈「澗世弥」は、「よみ」と
いう訓を示すもの。本説話に述べられた冥界
「澗」は、死後審判の思想がとりいれられて
いる。三 自分の方にどつて来て。
四 命を贖つた人を助けさせる。
五 自分の方にもどつて来て。
六 施さなかつた人を飢渴させる。

第十七縁 あやしき表(し)の説話。今昔物語
集十六ノ十三に書承。

一上巻四縁。二奈良原生駒郡斑鳩町あたり。
三法起寺。斑鳩町大字岡本に所在。
四法起寺に伝存する銅造の菩薩立像を本説話の
十二体の観音銅像のうちの一体に擬する説が
「日本歴史地名大系・奈良原の地名」にみえるが
したがいがたい。法起寺の菩薩立像は像高二
〇・二の銅像の小像であり、本説話の銅像がもう
少し大きめの像として記述されているような印
象を与えていること(鷹がとまっていたのは像
ではなく鷹の指とされている)に齟齬する。ま
た、法起寺の菩薩立像は像体を水面下に沈めた
ばあいに指が水上に突出するような形態ではな
いので本説話の銅像ではない。この菩薩立像の
ようなつくりでは、ことなつた印相の像であつ
ても、像体が水面下であつて一本の指が水上に
突出するような形態の像を想定することが困難
である。
五たんに十二体なのではなく、十二体で一組に
なつていたのであろう。六観音、七観音、三十
三観音、などは知られているが、このような十
二体で一組の観音は他に例をみない。
六推古天皇。七聖徳太子。

八聖徳太子伝私記・下所引法起寺塔露盤銘文に
「上宮太子聖徳皇、壬午年二月二十一日、臨崩
之時、於山代兄王、勅御願旨、此山本宮殿宇
即処專為作寺」とみえる。九所在未詳。
一〇「いしなげうつ」の表記を「擲打」「擲拍」と変
化させている。一一「彌イシナゲ」(名義抄)。
一二「この」の表記を取「捕」取」と変換させて
いる。一三未詳。一四「はがれ落ちる」。
一五上巻三十五縁。一六仏菩薩の尊称。類似
の表現が中巻二十二縁にみえる。
一七銅像を原料として銅錢を鑄ようとする。統
紀・和銅四年(七二)十月二十三日条に「凡私鑄錢
者斬」とあるように、実行すれば斬刑。
一八養老賊盜律によれば、仏像を盗み毀(ぶ)るな
らば徒(と)三年の刑、菩薩像ならば罪一等を減
ずる。盗んで供養するならば杖八十の刑。
一九大般涅槃經後分・上。

第十八縁 悪業についての現報説話。今昔物
語集十四ノ二十八に類話。

一過去去つた時を回顧している。「去年」の例
は下巻二十七縁の会話中にみえるが、本説話の
ような例は本書には無い。当事者あるいは見聞
者の口吻か。三二九七九九年。
三上巻六縁。内容の類似する上巻十九縁も
「山背国のこと」とされている。
四京都府相楽(さ)郡山城町大字上伯(か)に所
在。高麗寺跡がその地。
五未詳。本説話以外に所伝をみない。
六上巻十九縁、下巻二十縁、など類話はいず
れも法華經にかかわる。
七僧尼は博戯は禁じられたが、碁はゆるされ
た(僧尼令)。三上巻十九縁。
八あご。三上巻十九縁。

て地に隣れ、頓に命終る。見聞き人云はく「刑を加へざれども、皆る心をもちて言を効びたれば、故に口喞斜み忽然に死ぬ。何にいはむや、怨讎の心を発し刑罰を加ふるはや」といふ。法花經に云はく「賢き僧と愚なる僧と、同じき位に居ること得ず。また長髪の比丘は、白衣の髮鬢を剃らざるよりは賢し。同じき位同じき器を用ゐること得ず。もし強ひて位せざれば、銅炭の上に居、鉄丸を呑み、地獄に墮ちむ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

心経を憶持てる女現に閻羅王の闕に至り奇しき表を
示す縁 第十九

利苾優婆夷は、河内国の人なり。姓は利苾村主なり。故に以ちて字とす。天年澄める情あり。三三を信敬ひて常に心経を誦持ち、以ちて業行とす。心経を誦む音はなほ微妙し。諸の道俗に愛樂びらるるなり。聖武天皇の御世に、是の優婆夷夜寝て病まずして卒爾に死に、閻羅王の所に到る。時に王見たまひて、床を起立て蓐を敷きて居多たてまつりたまひて、語りて曰はく「伝へ聆く、能く心経を誦みたまふことを。我れ声を聴かむと欲ひ、暫頃請へたてまつるの

み。願はくは誦みて聞かせたまへ」とのたまふ。すなはち誦む。王聞きて隨喜したまひ、坐より起ち、長跪きて拝みたまひて曰はく「貴きかな、當に聞くが如く有す」とのたまふ。三日を逕て、告げてのたまはく「今過に還りたまへ」とのたまふ。王の宮より出づ。門に三人有り。黄なる衣を著たり。優婆夷に値ひて歡喜びて曰はく「ただし瞥のみ觀え、比頃隣えず。故に吾れ恋ひ思ふ。何すれぞ偶に今逢ふ。往け。速に還れ。我れ今日より三日を経て、諾樂京の東の市の中にならず逢はむ」といふ。別れて還る。纒見れば更甦るなり。三日の朝に至りてなほ故に京の東の市に往かむと欲ひ、往きて市の中に居て終日に待つ。待つ人來らず。ただし賤しき人市の東の門より市の中に入り、経を売るに銜して売り、告げて言はく「誰れか経を買はむ」といふ。優婆夷の前を遮り、歴ぎて過ぎ、市の西の門より出で往く。優婆夷彼の経を買はむと欲ひ、使を遣りて還らしむ。経を開きて見れば、彼の優婆夷の昔時写し奉れる梵網經二巻と心経一巻となり。供らずして失せ、多くの年を逕て求め諮へども得ず。心の内に歡喜び、経を盗める人なることを知り、なほ忍びて経を問ひていはく「直は幾何ならむぞ」といふ。答へていはく「巻別に直錢五百文ならむとす」といふ。乞ふに隨ひて買ふ。是にすなはち知る、逢はむと期れる三人の者は、

一 仏典語。たとえは妙法蓮華經・信解品にみえる。二 上巻十九縁、下巻二縁、に引用されている妙法蓮華經の文を参照。三 怨讎の心をおこして刑罰を加ふるべきこととはいうまでもない。四 此の引用文は妙法蓮華經、正法華經、添品妙法蓮華經にみえる。五 比丘は剃髪した。増一阿含經・二十六に沙門出家の五つの毀辱の法をあげて、第一に頭髪長として増一阿含經を引くことからも理解されるように、「長髪」は惡比丘の相。

第十九縁 あやしき表(七)の説話。今昔物語集十四ノ三十一に書載。

六 未詳。本説話以外に所伝をみない。優婆夷は、三層五戒を受けた女子の在俗信者。七 衆のひとり。八 日本では、養老四年(七二〇)十二月二十五日の詔に、僧尼が自ら方法を案出し別音をおこなつたために近來輕唱礼がみだれているので道榮、勝曉らに依拠せよ、とみえる(統紀、類聚三代格・三)。また、延暦二年(七五三)十一月六日の太政官符によれば、僧尼が悔過の座にて「哀音」を發して高叫することがあったことがわかる(類聚三代格・三)。たんに美声のみであらう。九 原文を諸道俗所愛樂也。被動。上巻

八縁。一〇 「床」は坐具。「蓐」は敷物。動物の皮製。あるいは植物製のものもあった。蓐の上に優婆夷は現代の正座のようなすわり方ですわつたのであろう。二 他人の善行を見聞して喜ぶこと。喜ぶ人の功德にもなる、とされた。仏典語。妙法蓮華經に隨喜功德品がある。三 相手に対して尊敬の気持ちをおこす動作。原文は妙法蓮華經・勸持品に「從座而起」。四 上巻十八縁。五 三人は下文によれば経巻の化身。黄衣は、きはだで染めた写経用の紙(黄紙、黄麻紙)を連想させる。六 上巻三十五縁、中巻十七縁、など類似表現を含む説話はいずれも女が主人公。舞台も近接しているといえる。七 官設の市。平城京の左京に東市、右京に西市、がひらかれていた。東市は左京八条三坊にあった。毎月十五日以前は東市、十六日以後は西市がひらかれた(延喜式・東西市司)。正午より日没前までが開設の時間(開市令)。

七 見るとすぐに。「纒」は、一すると同時に、の意。八 すすわって。九 店を構えずに売り歩いて売る。仏典に多くみえる。たとえは妙法蓮華經・安樂行品。一〇 梵網經盧舍那佛説菩薩心地戒品第十巻が上下二巻に調卷されたもの。鳩摩羅什の訳、として伝承されたが、中国で撰述されたもの。一一 写経した経巻を供養しないうちに、その経巻がなくなつた。一二 貨幣価値に関しては中巻六縁参照。大正新脩大藏經は「行十七字語」でありこれが当時の標準的な写経の字話なのだが、それによつて行数(首題、尾題、記者名、などは除外)を示すなら